中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 電子商取引にかかる中国の税務～回線使用料

事例：

中国法人 A 社は、出張や旅行等で日本に滞在する中国ユーザー向けに、日本でネット接続や通話が可能となる回線使用等の電気通信サービスを提供しています。A 社は、日本親会社を通じて日本の電気通信事業者（キャリア）から電気通信サービスを購入し、日本親会社に回線使用料を支払っています。この場合の日本親会社の中国における税金関係を以下にご説明します。

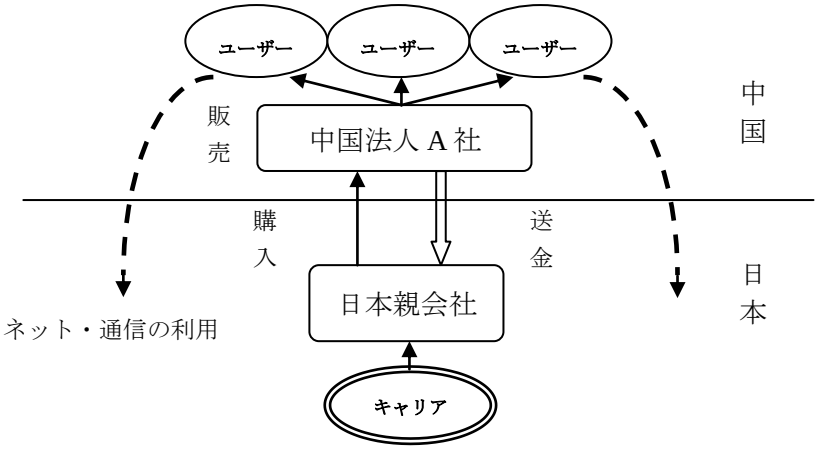

(1) 源泉税

中国における外国法人に対する課税所得は、中国国内源泉の所得および中国国外源泉所得のうち、中国国内における恒久的施設に帰属する所得のみです（企業所得税法第 3 条、及び日中租税条約第 7 条）。

本事例の電気通信サービス収入は、中国企業所得税法上、役務提供収入に該当し（中国企業所得税実施条例第 15 条）、所得の発生地が中国国内の場合には発生地の原則に基づき中国で課税されます（企業所得税実施条例第 7 条）。

結果、本事例において日本親会社が提供する電信回線サービスは、ユーザーに対するサービスの発生地が日本に限定されているため、中国国内源泉所得を構成せず、しかも、日本親会社は中国に恒久的施設を有しないため、納税義務はないということになります。

(2) 間接税

電気通信サービスにかかる中国の間接税は、従来は営業税[1]の課税範囲（適用税率は一律 3%）でしたが、2014 年 6 月より増値税[2]の課税対象とされています（財税[2014]43 号通達、以下「増値税改正」という）。ここで重要なのは、増値税改正により国内外判定が更新された点です。営業税では「役務の提供者、または役務の受入者のどちらかが中国国内にあること」が国内取引の判定基準とされてきました（営業税暫定条例実施細則 4 条、財税[2013]37 号第 10 条）。しかし増値税改正後は、上記基準に加え「国外企業が完全に中国国外で消費されるサービスを提供する場合」はこれを国内の課税サービスから除外し、国外取引であると規定されました（営業税の増値税への徴収変更試行に係る実施弁法第 10 条）。

よって、中国国外で消費される本事例のサービスは国内の課税サービスに該当しないため、増値税は課税されません。

---

[1] 営業税は、課税役務の提供(増値税の課税対象を除く)、無形資産の譲渡、不動産の販売等を課税範囲とする間接税であり、営業取引額に適用税率を乗じて税額計算されます。

[2] 増値税は、物品の販売、修理補修役務、交通運輸業、郵政業および一部の現代サービス業の役務提供を課税範囲とする間接税であり、売上税額から仕入税額を控除して税額計算されます。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.

お見逃しなく！

中国国内で提供される電気通信サービスに係る増値税については、電気通信インフラを通じた音声通話サービス・ブロードバンド回線などは「基本サービス」として税率が 11%、電気通信インフラを通じた SMS/MMS の提供、デジタルデータ及び情報の伝送利用、インターネット接続などは「付加価値サービス」として税率 6%が、それぞれ適用されています。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.